

箱崎法律事務所弁護士報酬基準（裁判外の事務的手続）

制定：2025年6月

最終改定：

①法律関係調査（事実関係調査を含む）			手数料 10万円～30万円	備考
	種別 定型	経済的利益の額 1,000万円未満 1,000万円以上～1億円未満 1億円以上	手数料 5万円～15万円 15万円～45万円 45万円～	備考 ※公正証書にする場合は5万円の加算
②契約書類等の作成	非定型	300万円以下 300万円超～3,000万円以下 3,000万円超～3億円以下 3億円超	15万円 1.5%+10万5,000円 0.5%+40万5,000円 0.3%+100万5,000円	※特に複雑・特殊な事情がある場合は当事者間の協議により定める額 ※公正証書にする場合は5万円の加算
③内容証明郵便作成	種別 弁護士名の表示なし 弁護士名の表示あり		手数料 5万円～15万円 10万円～20万円	備考 ※特に複雑・特殊な事情がある場合は当事者間の協議により定める額 ※示談交渉を要することが見込まれる場合は示談交渉事件として算定
④遺言書作成	種別 定型 非定型	経済的利益の額 300万円以下 300万円超～3,000万円以下 3,000万円超～3億円以下 3億円超	手数料 20万円～30万円 30万円 1.5%+25万5,000円 0.5%+55万5,000円 0.2%+145万5,000円	※公正証書にする場合は5万円の加算 ※特に複雑・特殊な事情がある場合は当事者間の協議により定める額 ※公正証書にする場合は5万円の加算
⑤遺言執行		経済的利益の額 300万円以下 300万円超～3,000万円以下 3,000万円超～3億円以下 3億円超	手数料（基本） 45万円 3%+36万円 1.5%+81万円 0.8%+291万円	備考 ※特に複雑・特殊な事情がある場合は当事者間の協議により定める額 ※裁判手続等を要する場合は別途弁護士報酬を算定・加算

※金額は消費税別

※別途実費等の負担あり

※経済的利益の算定基準

①金銭債権：債権総額（利息及び遅延損害金を含む）

②将来の債権：債権総額から中間利息を控除した額

③継続的給付債権：債権総額の7/10の額 ※期間不定のものは7年分の額

④賃料増減額請求事件：増減額分の7年分の額

⑤所有権：対象たる物の時価相当額

⑥占有権・地上権・永小作権・賃貸権・使用借権：対象たる物の時価の1/2の額 ※権利の時価がその時価を超えるときは権利の時価相当額

⑦建物についての所有権に関する事件：建物の時価相当額に敷地の時価の1/3の額を加算した額

⑧建物についての占有権・賃借権・使用借権に関する事件：⑥にその敷地の時価の1/3の額を加算した額

⑨地役権：承役地の時価の1/2の額

⑩担保権：被担保債権額 ※担保物の時価が債権額に達しないときは担保物の時価相当額

⑪不動産についての所有権・地上権・永小作権・地役権・賃借権・担保権等の登記手続請求事件：⑤・⑥・⑨・⑩に準じた額

⑫詐害行為取消請求事件：取消請求債権額 ※取り消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは法律行為の目的の価額

⑬共有物分割請求事件：対象となる特分の時価の1/3の額 ※分割の対象となる財産の範囲又は特分に争いがある部分については対象となる財産の範囲・特分の額

⑭遺産分割請求事件：対象となる相続分の時価相当額 ※分割の対象となる財産の範囲・相続分についての争いのない部分については相続分の時価の1/3の額

⑮遺留分減殺請求事件：対象となる遺留分の時価相当額

⑯金銭債権についての民事執行事件：請求債権額 ※執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときはその負担を斟酌した時価相当額）

⑰算定不能な場合の算定基準：800万円 ※事件等の難易、軽重、手数の繁簡、依頼者の受ける利益等を考慮し増減額あり

※弁護士報酬は1件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに定めるものとし、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって1件とします。裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは別件とします。

※出張時には、所定の弁護士報酬に加えて日当（3万円／半日・5万円／1日）が発生します。

※本基準は、当事務所の弁護士報酬に係る基本的基準であり、予告なく改定することがあります。